



# 一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会 入会のご案内

～目 次～

- ①入会手続き案内②会費について③協議会活動について④会員特典について
- ⑤ファミリーホーム賠償責任保険について

この度は、一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会の入会案内をお読みいただき、誠にありがとうございます。日本ファミリーホーム協議会は、行政や関係機関と連携し、子どもたちにとって、養育者にとっても、よりよいファミリーホーム制度のあり方を目指して活動する団体です。

入会の詳細は、下記に提出書類や入金案内、会員特典の内容も記載をしております。趣旨をご理解していただいたうえで当会への入会をお願いいたします。

## ①入会手続き案内

入会を希望する方は、下記に沿ってお手続きをしてください。

### 1：会費の入金

ゆうちょ銀行の青色の払込取扱票に必要事項をご記入下さい。

振替口座 00920-4-336311

口座名義 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

他の金融機関からは、当座：〇九九店 口座番号：0336311

受取人名： シャ) ニホンファミリーホームキョウギカイ

\* 1号会員の方はファミリーホーム名は必ずご記入下さい。

- 2：別紙 様式1の会員登録用紙に必要事項を記入。事務局へメールでご提出ください。
- 3：事務局が登録用紙と会費の入金を確認し受理。
- 4：事務局より、入会手続き完了のご連絡をいたします。

## ②会費について

1：ファミリーホーム1号会員の会費は、入会時期により入金額が異なります。

### ・1号会員 会費

4月から9月に入会の新規会員 50,000円

10月から3月に入会の新規会員 25,000円

・2号会員の会費は10,000円

・3号会員の会費は一口3,000円です

## ③協議会の活動について

### ○全国研究大会

「ファミリーホーム全国研究大会」は、1泊2日で、各ブロックの持ち回りで開催しております。こどもたちもたくさん参加する大会です。全国のファミリーホームが一堂に会して、課題や展望に関して話し合い、協議できる貴重な機会であり、子どもの養育の質の向上のみならず、今後のファミリーホームの発展に欠かすことができない場となっています。

### ○ブロック活動

全国を8ブロックに分けております。ブロック代表者によるブロック活動(研修、交流等)や情報交換等を行います。8ブロックの詳細は下記をご覧ください。会員同士の交流を通じ、運営上のご相談や、情報交換など、横のつながりの強化の狙いもあります。また要望書作成においては、ブロック単位での意見の集約を図っています。

- ・北海道ブロック 北海道
- ・東北ブロック 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ・関東甲信越ブロック 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
新潟県、山梨県、長野県
- ・東海北陸静岡ブロック 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・近畿ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国・四国ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、  
愛媛県、高知県
- ・九州ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・沖縄ブロック 沖縄県

#### ○国への要望書提出

毎年、役員を通じて、こども家庭庁へ提出しております。ブロック毎に要望があれば、ブロックから役員会へ要望書を提出して下さい。

#### ○ファミリーホーム団体保険に加入できます。

1号会員は、入会と同時にファミリーホーム損害賠償責任保険に加入します。別紙の「損害賠償責任保険について」をご参照ください。

#### ○充実した情報提供ホームページ

ホームページ、会報誌、機関誌「社会的養護とファミリーホーム」により、最新の情報を、提供します。新規入会の方は、会員登録用紙に、メールアドレスを記入していただきますようお願いいたします。

日本ファミリーホーム協議会のLINEアカウントを作成しましたので、右記QRコードを読み取って、友だち追加して下さい！➡



### ④会員特典について

#### ○1号会員

1号会員は、現在ファミリーホーム事業をしている人が会員になれます。年会費50,000円(25,000円)となります。少し高いかもしれませんが、以下の特典があります。

- 1・日本ファミリーホーム協議会総会の議決権があります。
- 2・ファミリーホーム団体保険(損害賠償保険)に加入できます。
- 3・国に対しての要望や陳情を、協議会を通じて発信していくことができます。

※各ブロックに配属されるブロック代表者を通じてください。

- 4・「社会的養護とファミリーホーム」の本を各ホーム1冊進呈いたします。
- 5・会報誌をお届けいたします。
- 6・各ブロックで開催するブロック研修会や会合などに参加できます。

## ○2号会員

2号会員は、年会費10,000円となります。ファミリーホーム開設を今後考えている方、社会的養護における家庭養護について考えたい方にお勧めです。2号会員の方には以下の特典があります。

- 1・日本ファミリーホーム協議会総会の議決権があります。
- 2・ファミリーホーム開設の際には、必要に応じて、開設届け出書類や決算書などのサンプルをお届けし、運営に関する相談や説明をいたします。
- 3・「社会的養護とファミリーホーム」の本を各ホーム進呈いたします。
- 4・会報誌をお届けいたします。
- 5・各ブロックで開催するブロック研修会や会合などに参加できます。

## ○3号会員

3号会員は、ファミリーホームを応援してくださる方のための会員設定です。一口3,000円となります。以下のような特典があります。

- 1・日本ファミリーホーム協議会総会にて傍聴権があります。
- 2・「社会的養護とファミリーホーム」の本を各ホーム1冊進呈いたします。
- 3・会報誌をお届けいたします。

### ⑤ファミリーホーム賠償責任保険について

ファミリーホームをしていると、子どもに対する心配がつきません。他所での器物破損やお友達に怪我をさせた・・・など。そこで、1号会員になったと同時に、年度毎の更新で自動的に賠償責任保険に入れるシステムを作りました。特別な手続きは必要ありません。詳細は、ファミリーホーム賠償責任保険のご案内をお読みください。

保険名は・・・ファミリーホーム賠償責任保険です。

保険契約者は・・・日本ファミリーホーム協議会となります。

保険の内容は・・・施設賠償責任保険	対人対物事故共通	1事故3億円
生産物賠償責任保険	対人対物事故共通	1事故3億円
個人賠償責任保険	期間中	2億円

保険会社は・・・損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課です。

手続きは・・・入会と同時に加入となります。特別な手続きはいりません。

## 1つだけ会員の皆様の手続きが必要です！

日本ファミリーホーム協議会のホームページにある、ファミリーホーム賠償責任保険のページから、12歳以上の委託児童の通知を行って下さい。

もしくは、ファミリーホーム賠償責任保険のご案内の冊子の、一番後ろのページの「12歳以上の委託児童通知書」に必要事項を記入の上、事務局に、郵送又はFAXでご提出ください。年度途中の委託、委託解除の際にも、変更のあった翌月10日までに必ずご通知ください。

ご案内は以上となりますが、ご不明な点は、下記事務局へお問い合わせください。  
よろしく願いいたします。

入会、保険、協議会に関するお問い合わせ、会員登録用紙の郵送先

〒655-0872 神戸市垂水区塩屋町字大谷 657-3

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会事務局

事務局長：小松拓海

TEL&FAX：078-219-8577

E-mail：jfh@japanfamilyhome.com